

令和8年度

介護保険料

のお知らせ

65歳以上の方へ

7月中旬に介護保険料の納入通知書をお送りします

■高齢者介護課

☎57-8510

年金額が
18万円未満

【普通徴収】
納付書で支払い

第1期の納期限は **7月31日(金)**です。

期日までに市役所会計課、各支所、指定金融機関、コンビニ等でお支払いください。便利な口座振替がおすすめです。

年金額が
18万円以上

【特別徴収】
年金から差し引き

次の場合は一時的に納付書で支払いとなります。

●年度途中で65歳になった

●年金を繰り下げ待機している

●保険料の所得段階が変更になった など

注意!!

支払い方法は
選択できません
(原則、特別徴収です)

税制改正に伴う介護保険料の特例措置

令和7年度の税制改正により給与所得控除額が引き上げられましたが、令和8年度の介護保険料は改正前の給与所得控除額で算定されるため、住民税は非課税でも、介護保険料の算定は「課税」となる場合があります。令和7・8年度とも住民税非課税の方には特例の減免があります。(手続き不要)

課税状況 (住民税)	所得段階	対象者	基準額に 対する乗率	保険料 (年額)
本人・世帯員 ともに 非課税	第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金 受給者 ③前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下の方	0.285	19,630円
	第2段階	課税 前年の合計所得金額と 年金収入額の合計	0.485	33,400円
	第3段階		0.685	47,180円
本人:非課税 世帯員:課税	第4段階	82万6,500円以下	0.90	61,990円
	第5段階	82万6,500円を超える	1.00	基準額 68,880円
本人が 課税	第6段階	前年の合計所得金額	1.20	82,650円
	第7段階		1.30	89,540円
	第8段階		1.50	103,320円
	第9段階		1.70	117,090円
	第10段階		1.90	130,870円
	第11段階		2.10	144,640円
	第12段階		2.30	158,420円
	第13段階	720万円以上	2.40	165,310円

※課税状況の判定に係る世帯の状況は、令和8年4月1日を基準としています
 ※第1段階から第3段階の保険料については、公費により保険料負担が軽減されています

後期高齢者医療資格確認書を

7月下旬に発送します

令和8年8月以降、後期高齢者医療の資格確認書は、年齢やマイナ保険証の使い方に合わせて運用されるようになります。

市民保険課

☎57-8506

資格確認書は、以下のいずれかの条件に当てはまる方に7月下旬にお送りします。

① 85歳以上の方

② 84歳以下で、マイナ保険証を過去1年間で6回以上利用していない方

③ 84歳以下で、マイナ保険証を直近3か月以内に利用していない方

※②③はマイナ保険証をお持ちでない方も含みます

84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用している方(上記の②③両方に当てはまらない方)には資格確認書はお送りしませんので、引き続きマイナ保険証での受診をお願いします。

送付するもの

後期高齢者医療保険の資格確認書(水色)

※黄緑色の封筒で送付します

※届いた資格確認書は必ず内容を確認し、台紙からはがしてお使いください

限度区分の
記載について

現在、資格確認書に限度区分(自己負担限度額の区分)の記載がある方は、引き続き資格確認書に限度区分の記載があります。記載のない方で、限度区分の記載を希望する場合は、申請が必要となりますので、市民保険課にてお手続きをお願いします。

なお、マイナ保険証を利用している方は、提示することで限度区分の確認ができますので、申請の必要はありません。

国民年金保険料 令和8年度

一般免除の申請受け付けが始まります

国民年金保険料一般免除は、保険料を納めることが経済的に困難な場合(所得が一定以下の場合や失業した場合等)に保険料の納付が免除もしくは猶予される制度です。

7月1日から国民年金保険料令和8年度一般免除の申請受け付けが始まります。

対象期間は令和8年7月から翌年6月までです。

本人・配偶者・世帯主の令和7年中の所得で審査が行われます。

また、過去期間については、申請書を提出する日から2年1か月前までさかのぼって申請できます。

一般免除の申請を希望する場合は、市民保険課または南国年金事務所へご相談ください。

未納のままにすると

①病気やけがで障害や死亡といった不測の事態が発生したとき、障害年金・遺族年金を受け取ることができない場合があります。事態が発生してからあわてて過去の分を申請しても保険料納付要件に算入されません。

②老齢基礎年金を将来受け取ることができない場合があります。老齢基礎年金を受け取るためには、保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む)と保険料免除期間などを合算した期間が、10年以上必要です。

申請場所

南国年金事務所、
市民保険課または各支所

必要なもの

●基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書もしくは年金手帳)またはマイナンバーの分かるもの

●退職による免除を希望する方…申請年度または前年度の「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写し(※)

※過去に同一の退職による免除申請をし、証明書類を提出した場合は不要

問い合わせ先

南国年金事務所

☎ 088-864-1111

市民保険課

☎ 57-8506

2026.7 9

8 2026.7